

# 令和2年三重県議会定例会

## 予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

### ◎議案事項

議案第2号 令和2年度三重県一般会計予算（関係分）（県税収入予算について）・・・1

議案第72号 令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）（関係分）  
（県税収入補正予算について）・・・3

### ◎所管事項

1 令和2年度税制改正について・・・5

令和2年3月12日  
総 務 部

◎議案事項  
議案第2号

令和2年度三重県一般会計当初予算（関係分）  
（県税収入予算について）

令和2年度県税収入については、2,555億7,100万円で、令和元年度県税収入当初予算に比べ90億5,500万円（前年度比3.4%の減）の減収になると見込んでいます。

主な要因は、法人県民税が、法人税割の税率引下げの影響により、41億4,300万円（前年度比39.2%減）の減、法人事業税が、世界経済の動向が本県製造業に与える影響により、70億2,100万円（前年度比11.3%減）の減、地方消費税が、税率引上げの影響により、38億6,000万円（前年度比6.9%増）の増、令和元年10月から創設された自動車税環境性能割が平年度化し、10億9,300万円（前年度比114.5%増）の増。一方、自動車取得税については、令和元年9月末を以て制度が廃止されたことから皆減となっています。

なお、地方法人特別譲与税は、制度廃止により皆減、創設された特別法人事業譲与税は、312億9,500万円の皆増を見込んでいます。

（単位：百万円、%）

税目	元年度 当初予算額 (A)	2年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	主な増減理由 (2年度当初 / 元年度当初)
個人県民税	71,829	72,772	943	1.3	・(均等割・所得割)個人所得の好調 ・(配当割)企業配当の減少傾向 ・(株式等)個人の株式売買高、売買代金の減少傾向
法人県民税	10,582	6,439	△ 4,143	△ 39.2	法人税割の税率引下げの影響
県民税利子割	996	441	△ 555	△ 55.7	リーマン・ショック前の高金利時のゆうちょ定期貯金の影響が消滅
個人事業税	2,378	2,476	98	4.1	個人所得の好調
法人事業税	61,895	54,874	△ 7,021	△ 11.3	世界経済の動向が本県製造業に与える影響による減
地方消費税	55,569	59,429	3,860	6.9	税率引上げの影響
不動産取得税	5,037	4,278	△ 759	△ 15.1	大規模家屋(新築)の課税が減少
県たばこ税	1,978	1,900	△ 78	△ 3.9	健康増進法(受動喫煙防止)の影響、加熱式たばこへの切り替えによる課税本数の減
ゴルフ場利用税	1,559	1,611	52	3.3	ゴルフ場利用人員数の増
自動車税環境性能割	955	2,048	1,093	114.5	令和元年10月から創設された税目が平年度化
自動車税種別割	27,456	27,284	△ 172	△ 0.6	恒久減税の影響による減
鋳区税	3	3	0	0.0	概ね前年並み
自動車取得税	1,665	0	△ 1,665	皆減	令和元年9月末廃止
軽油引取税	22,237	21,573	△ 664	△ 3.0	工場・生産地からの貨物減による物流の低迷
狩猟税	21	16	△ 5	△ 23.8	CSF(豚コレラ)による指定猟法禁止区域指定の影響
産業廃棄物税	466	427	△ 39	△ 8.4	産業廃棄物の搬入量の減少傾向
県税計	264,626	255,571	△ 9,055	△ 3.4	
地方法人特別譲与税	30,124	0	△ 30,124	皆減	令和元年9月末廃止
特別法人事業譲与税	0	31,295	31,295	皆増	令和元年10月から制度創設
合計	294,750	286,866	△ 7,884	△ 2.7	
法人二税	72,477	61,313	△ 11,164	△ 15.4	
法人二税 +地方法人特別譲与税・特別法人事業譲与税	102,601	92,608	△ 9,993	△ 9.7	



議案第72号

令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）（関係分）

（県税収入補正予算について）

令和元年度県税収入については、今回の補正予算において、3億2,800万円を増額し、補正後の県税収入額は、2,486億800万円となっています。

主な要因は、地方消費税が、譲渡割につき、還付が減少傾向にあることから、13億1,900万円の増、不動産取得税が、大規模家屋の課税が例年より多かったことから4億6,900万円の増収となっています。一方、県民税株式等譲渡所得割が、個人の株式売買高が減少したことで、12億8,400万円の減収となっています。

（単位：百万円、％）

税目	事項	現計(補正前) 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対補正前 比(%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由等
県民税配当割		2,443	△171	2,272	93.0	113.9	企業配当は高水準であるものの、当初予算までの伸びはなかったもの
県民税 株式等譲渡所得割		2,510	△1,284	1,226	48.8	76.6	個人の株式売買高が前年に比べ減少
法人県民税		8,513	170	8,683	102.0	75.2	3月決算法人の中間(予定)申告(11月)を反映
県民税利子割		441	△4	437	99.1	45.6	リーマンショック前の高金利時のゆうちよ定額貯金の消滅
法人事業税		53,793	△73	53,720	99.9	84.0	3月決算法人の中間(予定)申告(11月)を反映
地方消費税		49,530	1,319	50,849	102.7	92.3	譲渡割につき、還付額の減少傾向
不動産取得税		5,037	469	5,506	109.3	141.0	大規模家屋への課税による増
ゴルフ場利用税		1,647	2	1,649	100.1	100.5	ゴルフ場利用人員数の増
軽油引取税		21,551	△100	21,451	99.5	96.1	工場・生産地からの貨物減による物流の低迷
その他の税		102,815	0	102,815	100.0	99.9	県民税均等割・所得割、個人事業税、県たばこ税、自動車税、鉱区税、自動車取得税、狩猟税、産業廃棄物税
県税計		248,280	328	248,608	100.1	93.5	
地方法人特別譲与税		29,357	△284	29,073	99.0	97.8	全国の法人業績の低調
地方揮発油譲与税		2,796	△192	2,604	93.1	90.6	
石油ガス譲与税		131	△13	118	90.1	90.9	
合計		280,564	△161	280,403	99.9	93.9	

法人二税		62,306	97	62,403	100.2	82.7	
法人二税+地方法人特別譲与税		91,663	△187	91,476	99.8	87.0	



◎所管事項

## 令和 2 年度税制改正について

令和 2 年度税制改正大綱に示された県税関係の主な改正点は次のとおりです。

### 1 地方法人課税

#### (1) 法人事業税の収入金額課税制度の見直し

【令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用】

電気供給業に係る法人事業税について、2020 年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、発電・小売電気事業に係る課税方式を見直します。

##### ○ 課税方式

電気供給業のうち、発電・小売電気事業に係る法人事業税については、現行の収入割額による課税方式から、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額、又は収入割額及び所得割額の合算額によって課税する方式に見直します。

##### ○ 税率（括弧書きは特別法人事業税分を除く税率）

税率区分	【改正前】	【改正後】
資本金 1 億円超の法人	<収入割> 1.3% (1.0%)	<収入割> 1.05% (0.75%) <付加価値割> 0.37% <資本割> 0.15%
資本金 1 億円以下の法人等	<収入割> 1.3% (1.0%)	<収入割> 1.05% (0.75%) <所得割> 1.85%

#### (2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等

【令和 2 年 4 月 1 日から適用】

地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の税額控除割合を 3 割（法人住民税＋法人税：2 割、法人事業税：1 割）から 6 割（法人住民税＋法人税：4 割、法人事業税：2 割）に引き上げる拡充措置を講じるとともに、適用期限を 5 年延長します。

## 2 ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充【令和2年4月1日から適用】

国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該競技の公式練習を行う場合、及び東京オリンピックをはじめとする国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が当該競技（公式練習を含む）を行う場合に、新たにゴルフ場利用税の非課税措置を講じます。

＜現行の非課税対象者＞		＜改正案＞	
①	18歳未満の者	①	18歳未満の者
②	70歳以上の者	②	70歳以上の者
③	障害者	③	障害者
④	国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手	④	国民体育大会のゴルフ競技 (公式練習を含む)に参加する選手
⑤	学校の教育活動としてゴルフを行う学生等	⑤	学校の教育活動としてゴルフを行う学生等
-	-	⑥ (当分の間)	東京オリンピックを含む国際競技大会 (公式練習を含む)に参加する選手

## 3 未婚のひとり親に対する税制上の措置等【令和3年1月1日から適用】

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額が500万円以下の者）について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用します。

また、同様に個人住民税の非課税措置を見直します。

## 4 県税条例の改正について

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。